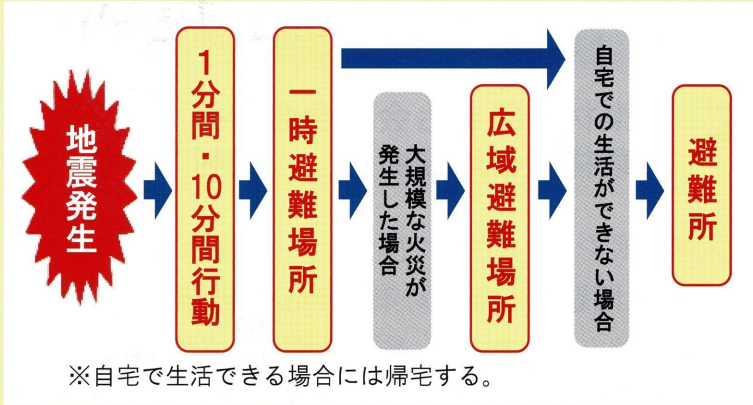


我が家の一時避難場所はどこ！

シリーズ
第13回

～地域ごとにシリーズでご紹介します～



一時避難場所とは…

地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守るための空き地、小公園、学校等の場所。
(各自治会が指定)



場所を確認してみましょう！



一時避難場所	対象自治会	住所	広さ
東林間いぶき公園	プレミスト	上鶴間7-9	400㎡
自治会法人 南自治会館	南	東林間8-13-25	107㎡ (土地)
相模カンツリー倶楽部	相和	大和市中央林間西7-1-1	572,000㎡の一部

編集後記

自治会長で紹介で令和5年度の活動が始まりました。広報委員会もメンバーの変更がありました。記事では令和元年からの一時避難場所シリーズが今回で終了します。次号からの企画に悩む処です。新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の実態は分かりませんが、東林地区の各種イベント、特に『東林ふるさとまつり』の再開を願っています。(広報委員)

【お知らせ】 令和3年度から広報委員を務めた戸崎憲弘(相和自治会)が退任しました。黒子信雄(翠ヶ丘自治会)と西垣文男(東林間自治会)が着任いたしました。斎藤良幸(東林間コーポラス自治会)、中澤秀樹(ハイム相南自治会)、内田博幸(ライフコア自治会)は留任です。